

建設業に対する一斉監督等の実施結果の概要（平成 23 年 12 月）

1 監督指導実施状況

工事の種類	監督指導実施現場数	違反現場数	違反率
土木工事	79	36	45.6%
建築工事	98	60	61.2%
その他工事	9	5	55.6%
解体工事	4	3	75.0%
合計	190	104	54.7%

2 主な違反内容

違反内容	違反現場数	違反率
元方事業者の責務	68	35.8%
墜落	36	18.9%
足場	26	13.7%
車両系建設機械	26	13.7%
労働衛生	11	5.8%
クレーン	9	4.7%
通路	6	3.2%
電気	4	2.1%
明り掘削	4	2.1%

3 作業停止等命令現場

22 現場

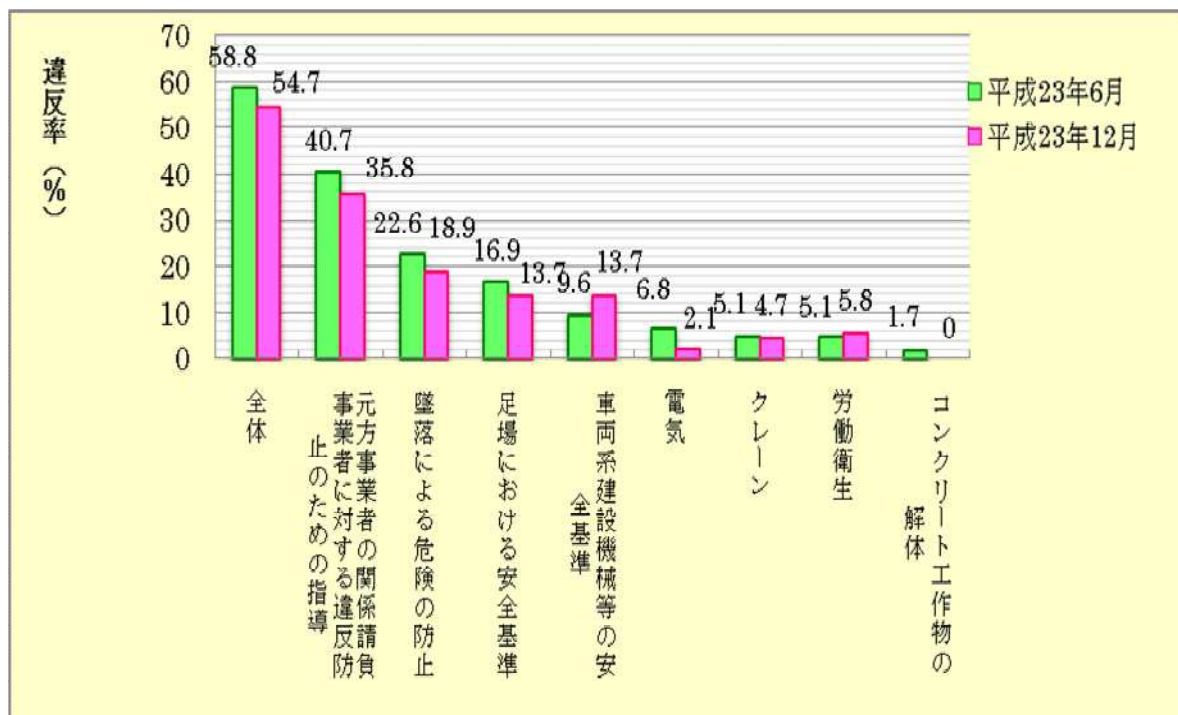
4 具体的違反事例

- (1) 携帯用研削盤について、覆いを外したまま作業させていたもの。
- (2) 鉄筋コンクリート造 2 階建て増築工事現場において、外部足場に墜落防止のための手すり及び中さんを設けていなかったもの。
- (3) 外部足場から躯体につながる架設通路に手すりが設けられていなかったもの。
- (4) 吊り足場について、一部作業床が設けられていなかったもの。

- (5) 体育館の建設工事現場において、枠組足場（内部足場）に下さん、メッシュシート又は幅木が設けられていなかったもの。
- (6) 落石防護設備設置工事において、架設通路の手すりの位置が低く、中さんが設けられていなかったもの。
- (7) 車両積載型トラッククレーンに巻過防止が設けられていなかったもの。
- (8) 小学校の運動場改修工事において、建築物等の鉄骨の組立等作業主任者が選任されていなかったもの。
- (9) ドラッグストアの新築工事現場において、移動式足場に中さんが設けられていなかったもの。
- (10) 鉄骨造3階建ての建築現場において、建屋内でアーク溶接作業及び手持式動力工具を用いた石材切削作業を行っていたが、防じんマスクを使用させていなかったもの。
- (11) 橋梁建設工事現場において、掘削箇所（作業員立入箇所）が開口部となっていたが、手すりの設置等の墜落防止措置が講じられていなかったもの。
- (12) 中学校校舎新築工事において、躯体内部の階段付近の2階床の端と階段部に手すりが設けられていなかったもの。

5 参考グラフ

(1) 違反内容の違反率の比較



(2) 違反率の推移

